

国民年金

問 町民課

国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が必ず加入することになっています。加入するときや、種別、住所などが変わるときは、届出をしてください。

種別	対象者
第1号被保険者	日本国内に住んでいる20歳～59歳の自営業の人など(20歳以上の学生を含む)
第2号被保険者	サラリーマンなど厚生年金や共済年金に加入している人(保険料を個別に納める必要はありません)
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳～59歳の人(保険料を個別に納める必要はありません)

国民年金の届出

問 町民課

就職・転職・退職・結婚・離婚などにより、被保険者の種別が変わる場合は届出をしてください。

こんなとき	必要なもの
会社を退職したとき	・年金手帳または基礎年金番号通知書、またはマイナンバー確認書類 ・離職票 ・退職証明書等
厚生年金などに加入の配偶者の扶養から外れたとき ※種別変更が必要	・年金手帳または基礎年金番号通知書、またはマイナンバー確認書類 ・厚生年金保険資格喪失連絡票(扶養認定喪失日の確認ができるもの)
60歳以上で任意加入したいとき	・年金手帳または基礎年金番号通知書、またはマイナンバー確認書類 ・通帳 ・金融機関届出印 ※合算対象期間の確認のため、配偶者の年金手帳や戸籍謄本が必要になる場合があります。
免除・学生納付特例の申請をしたいとき ※毎年度申請が必要	・年金手帳または基礎年金番号通知書、またはマイナンバー確認書類 ・学生証または在学証明書等の写し(学生納付特例の場合のみ) ・離職票(会社を退職して免除申請する場合)

※経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「保険料納付猶予制度(50歳未満)」があります。

※平成26年4月から法律が改正され、2年1カ月前の月分まで遡って免除申請ができます。

※年金に関する届出等には、基礎年金番号を記入していただきます。

国民年金からの給付

問 町民課

種類	事由
老齢基礎年金	65歳になったとき
障害基礎年金	不慮の事故や病気で障がい者になったとき
遺族基礎年金	配偶者が死亡し、母子家庭や父子家庭になったり、子が遺児になったとき
寡婦年金	老齢基礎年金を受ける資格をもった夫が年金を受けずに死亡し、その妻が60歳になったとき
死亡一時金	3年以上保険料を納めた人が年金を受けずに死亡したとき

※年金は、受給資格を満たしている必要があります。

※平成29年8月より、受給資格期間が25年から10年に短縮されました。

※年金請求書等は、マイナンバーを記入していただく場合があります。

詳しくは、秩父年金事務所(☎27-6560)または日本年金機構ホームページをご覧ください。